

# 四半期報告書

(第27期第1四半期)

自 平成22年2月1日

至 平成22年4月30日

株式会社ACCESS

東京都千代田区猿楽町二丁目8番16号

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

### 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	5

### 第3 設備の状況

### 第4 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	12
(2) 新株予約権等の状況	13
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	22
(4) ライツプランの内容	22
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	22
(6) 大株主の状況	22
(7) 議決権の状況	22

#### 2 株価の推移

#### 3 役員の状況

### 第5 経理の状況

#### 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	25
(2) 四半期連結損益計算書	27
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	28

#### 2 その他

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月9日
【四半期会計期間】	第27期第1四半期（自平成22年2月1日至平成22年4月30日）
【会社名】	株式会社ACCESS
【英訳名】	ACCESS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鎌田 富久
【本店の所在の場所】	東京都千代田区猿樂町二丁目8番16号
【電話番号】	(03) 5259-3562
【事務連絡者氏名】	管理本部長 竹本 作和子
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区猿樂町二丁目8番16号
【電話番号】	(03) 5259-3562
【事務連絡者氏名】	管理本部長 竹本 作和子
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第27期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第26期
会計期間	自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日	自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日	自 平成21年2月1日 至 平成22年1月31日
売上高(千円)	2,845,066	7,295,721	32,400,827
経常利益(△損失)(千円)	△1,735,762	868,212	2,865,734
四半期(当期)純利益(△純損失)(千円)	△1,050,652	917,556	493,929
純資産額(千円)	32,363,019	34,539,225	33,639,001
総資産額(千円)	39,725,708	41,662,333	42,640,756
1株当たり純資産額(円)	81,417.70	86,722.67	84,551.25
1株当たり四半期(当期)純利益金額(△純損失金額)(円)	△2,682.37	2,342.38	1,260.98
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	—	2,338.98	1,258.42
自己資本比率(%)	80.3	81.5	77.7
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	8,692,580	2,435,267	9,866,355
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△3,233,258	△571,660	△4,933,721
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	2,549,256	△181,187	1,534,655
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	18,928,974	18,702,768	17,057,699
従業員数(人)	1,604	1,481	1,505

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第26期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年4月30日現在

従業員数（人）	1,481 (6)
---------	--------------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員は除いております。）は（ ）内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年4月30日現在

従業員数（人）	628 (6)
---------	------------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（人材会社からの派遣社員は除いております。）は（ ）内に当第1四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（千円）	前年同四半期比（％）
ソフトウェアの受託開発事業	2,021,433	120.7
コンテンツ系事業	232,054	79.2
合計	2,253,487	114.5

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

ネットワークの組込みソフトウェアの受託開発及びライセンスサービス業務に係る、当第1四半期連結会計期間の受注状況及び受注残高を事業部門別ごとに示すと次のとおりであります。なお、受注状況は、「NetFront」や「Compact NetFront」等の当社製ソフトウェアをnon-PC端末に組込む開発作業に対して、対価を得る受託開発売上についてのみ算定しております。

また、コンテンツの制作・販売業務につきましては、主として見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

事業部門別	受注高（千円）	前年同四半期比（％）	受注残高（千円）	前年同四半期比（％）
ソフトウェアの受託開発事業				
移動体情報端末	1,966,822	901.1	2,658,719	122.8
固定・屋内情報端末	389,679	119.2	429,248	88.5
その他	△5,960	—	—	—
合計	2,350,541	427.3	3,087,967	116.3

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	金額（千円）	前年同四半期比（％）
ソフトウェアの受託開発事業	7,025,069	275.9
コンテンツ系事業	270,651	90.7
合計	7,295,721	256.4

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. ソフトウェアの受託開発事業の当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業部門別ごとに示すと、次のとおりであります。

事業部門別	金額 (千円)	前年同期比 (%)
製品売上高		
受託開発	1,458,596	151.5
移動体情報端末	1,197,589	160.4
固定・屋内情報端末	261,007	123.8
その他	—	—
基盤開発	17,520	194.3
その他	637	22.9
小計	1,476,755	151.6
ロイヤリティー収入		
受託開発	5,424,875	350.5
移動体情報端末	3,942,780	303.8
固定・屋内情報端末	1,482,095	593.1
その他	—	—
基盤開発	123,438	506.0
小計	5,548,314	352.9
合計	7,025,069	275.9

3. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	337,586	11.9	3,426,927	47.0

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国の経済は、着実に持ち直しの傾向を示しているものの、自律性に乏しく、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にあります。また、国内個人消費につきましても持ち直しの動きも見られますが、雇用情勢は厳しく物価の動向を勘案すると、緩やかなデフレ状況にあります。海外においても、欧州を中心とした景気下振懸念、金融資本市場の変動、デフレの影響、雇用情勢の悪化など、景気を下押しする懸念要因が依然として払拭できないなど当社及び当社取引先をとりまく経営環境は内外ともに厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当第1四半期連結会計期間は、売上高72億95百万円（対前年同期比156.4%増加）、営業利益8億9百万円（前第1四半期連結会計期間は19億73百万円の営業損失）、経常利益8億68百万円（前第1四半期連結会計期間は17億35百万円の経常損失）、四半期純利益9億17百万円（前第1四半期連結会計期間は10億50百万円の四半期純損失）となりました。売上高につきましては、ロイヤリティー収入が好調に推移し、当第1四半期連結会計期間予算数値を達成しました。売上総利益・販売費及び一般管理費においては、ほぼ計画通り推移いたしました。また、投資有価証券売却益も加わり四半期純利益は、当第1四半期連結会計期間予算数値を達成いたしました。

当社及び当社グループは事業の種類別セグメントとして、ソフトウェアの受託開発事業及びコンテンツ系事業に区分しており、前者につきましては、さらに製品売上高とロイヤリティー収入に分けております。当社及び当社グループは上記セグメントに基づきつつ事業機会の最大化を図るため、第25期連結会計年度より、次の3分野をビジネスドメインとし、業務を展開しております。

○プラットフォームビジネス

○アプリケーションビジネス

○メディアサービスビジネス

上記3分野の事業別状況につきまして、当第1四半期連結会計期間の状況を以下のとおりご報告いたします。

#### (プラットフォームビジネス)

今後の当社の成長のキーとなるプラットフォームビジネスにつきましては、携帯端末及び情報家電向けのLinux®をベースとしたソフトウェア・プラットフォーム「ACCESS Linux Platform™（以下、「ALP）」」、並びに当社米国子会社アイピー・インフュージョン・インク（以下、「IPI）」が開発したネットワーク機器向けの基盤ソフトウェア・プラットフォーム「ZebOS®」の開発、拡販に努めてまいりました。

「ALP」につきましては、ELSE Ltd.（旧社名：Emblaze Mobile Ltd. 本社：テルアビブ）との共同開発による海外市場向け携帯電話端末「ELSE™」を平成21年10月に国内で先行披露し、現在、欧米の主要通信事業者を中心に引続き営業活動を展開しております。

国内市場においては、FOMA®向けオペレータバックを株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」）の2010年冬春モデル向けに開発を進めております。

IPIの提供する「ZebOS®」に関しましては、「ZebOS® 7.8」、「ZebOS® Rapid Deployment」、「ZebOS® Internet Route Server」など、既存製品のバージョンアップや新製品の投入を図ってまいりました。また、地球規模での環境問題へのソリューションとして期待されている、スマートグリッド（次世代送電網）市場への参入も表明し、第一弾として、スマートグリッドの中核機器である、スマートメータ（知的機能を備えたネットワーク対応型電力計）向けにIPv6対応のセンサーネットワークソリューション「NetFront® Smart Objects」を発表しました。

#### (アプリケーションビジネス)

既存のアプリケーションビジネスにつきましては、携帯端末及び情報家電向けブラウザ「NetFront® Browser」をはじめとする、「NetFront®」シリーズ各種の拡販に努めてきました。当該四半期につきましては、中国の大手携帯端末メーカーであるTCL Communication Technology Holdings Ltd.と「NetFront® Browser v3.5」を提供する旨の契約を締結しました。また、Android™プラットフォーム向けNetFront®製品を開発し、世界中の通信事業者、端末メーカーに向けて受託開発サービスを開始することを発表しました。

携帯電話端末向け以外のソフトウェア開発といたしましては、特に海外市場におけるDTV向け製品開発に積極的に取り組み、英国放送協会（BBC）の提供するBBC iPlayer動画配信サービスに対応したソニー株式会社のイギリス市場向けブルーレイディスクプレーヤーへの採用や、「NetFront® Living Connect」搭載のPirelli Broadband Solutions製ホームゲートウェイがDigital Living Network Allianceに認定されました。さらに、プラットフォーム非依存のHbbTV対応プラグインソリューションを英国のCabot Communications社と共同開発いたしました。



(メディアサービスビジネス)

Android™プラットフォーム向け、及びiPhone・iPad向け「NetFront®」シリーズの製品開発体制を整備し、「NetFront® Magazine Viewer」を開発しました。Android™プラットフォーム向け「NetFront® Magazine Viewer」につきましては、6月上旬以降に発売予定のau初のAndroid搭載スマートフォン「IS01」の販売にあわせて開設される、Android搭載スマートフォン向けの新たなアプリマーケット「au one Market」に雑誌コンテンツと共に提供されます。iPhone・iPad向け「NetFront® Magazine Viewer」の提供開始により、2008年より国内の出版社及び東京都書店商業組合と協力して、出版物の電子化を推進し、携帯電話向け電子書籍・コミック販売サイト「Booker's®」の運営だけでなく、国内外の出版社と協力しこれまで携帯電話では表現し切れなかった雑誌コンテンツも含めて、iPhoneとiPadを対象とした電子出版サービスを行うことが可能になりました。

事業の種類別セグメントの業績は、以下のとおりであります。

1) ソフトウェアの受託開発事業

当第1四半期連結会計期間におけるソフトウェアの受託開発事業につきましては、携帯端末及び情報家電向けのソフトウェア・プラットフォーム「ALP」に係る開発及び通信機器向けの基盤ソフトウェア「ZebOS」の開発及び販売を行いました。この結果、売上高70億25百万円（前年同期比175.9%の増加）、営業利益11億73百万円（前第1四半期連結会計期間は18億61百万円の営業損失）となりました。

なお、ソフトウェアの受託開発事業の事業区分別の業績は、以下のとおりであります。

① 製品売上高

製品売上高につきましては、国内市場を中心に携帯電話、DTV、カーナビゲーション等へ「NetFront製品」、  
「ALP」の受託開発・製品サポートを行った他、通信機器メーカー向けに「ZebOS」を販売しました。

この結果、製品売上高は、14億76百万円（前年同期比51.6%の増加）となりました。

② ロイヤリティー収入

ロイヤリティー収入につきましては、国内キャリア向けライセンス収入、海外携帯電話メーカー向けロイヤリティー収入が好調でした。また、DTVや通信機器向けの売上も堅調に推移しております。

この結果、ロイヤリティー収入は55億48百万円（前年同期比252.9%の増加）となりました。

事業部門別	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年2月1日 至平成21年4月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)		対前年増減率 (%)
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
製品売上高					
受託開発					
移動体情報端末	746	29.3	1,197	17.0	60.4
固定・屋内情報端末	210	8.3	261	3.7	23.8
その他	5	0.2	—	—	—
基盤開発	9	0.4	17	0.3	94.3
その他	2	0.1	0	0.0	△77.1
小計	974	38.3	1,476	21.0	51.6
ロイヤリティー収入					
受託開発					
移動体情報端末	1,297	51.0	3,942	56.1	203.8
固定・屋内情報端末	249	9.8	1,482	21.1	493.1
その他	0	0.0	—	—	—
基盤開発	24	0.9	123	1.8	406.0
小計	1,572	61.7	5,548	79.0	252.9
合計	2,546	100.0	7,025	100.0	175.9

## 2) コンテンツ系事業

コンテンツ系事業につきましては、月刊誌をはじめとする雑誌類の出版及び広告売上の他、デジタルコンテンツの販売及びサービス運営を行いました。

この結果、売上高2億70百万円（前年同期比9.3%の減少）、営業損失3億64百万円（前第1四半期連結会計期間は1億11百万円の営業損失）となりました。

所在地別セグメントの業績は、以下のとおりであります。

### 1) 日本

日本においては、「ALP」に係る開発及び既存のアプリケーションビジネスの開発、販売を積極的に行っていました。また、2008年より電子書籍販売モバイルサイト「ケータイ書店Booker's®」などのデジタルコンテンツビジネスを開始し、積極的に拡販を行っています。

この結果、売上高は61億94百万円（前年同期比141.5%の増加）、営業利益は3億44百万円（前第1四半期連結会計期間は15億24百万円の営業損失）となりました。

### 2) 米国

米国においては、「ALP」に係る受託開発及び研究開発を中心に行っております。また、アイピー・インフュージョン・インクは「ZebOS」の開発及び販売を行いました。

この結果、売上高は1億77百万円（前年同期比62.8%の増加）、営業利益は1億25百万円（前第1四半期連結会計期間は2億70百万円の営業損失）となりました。

### 3) 欧州

欧州においては、現地家電メーカ向けに、携帯電話やカーナビゲーション用の「NetFront製品」、及び通信機器メーカ向けに「ZebOS」を提供したほか、「ALP」に係る研究開発も行っております。

この結果、売上高は7億59百万円（前年同期比1,060.8%の増加）、営業損失は5百万円（前第1四半期連結会計期間は2億85百万円の営業損失）となりました。

### 4) アジア

アジアにおいては、中国において「ALP mini」の開発、販売を行っております。また、アクセス・ソウルは現地携帯電話メーカ向けに開発活動を展開しております。

この結果、売上高は1億64百万円（前年同期比56.4%の増加）、営業利益は85百万円（前第1四半期連結会計期間は1億32百万円の営業損失）となりました。

## (2) 財政状態に関する分析

### 資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末より9億78百万円減少し416億62百万円となりました。その主な要因は、前期に本社が計上した売掛債権の回収があった一方、未払金、買掛金等の支払により、流動資産が6億3百万円減少したことによるものです。

負債につきましては、前連結会計年度末より18億78百万円減少し71億23百万円となりました。その主な要因は、法人税等の納付により未払法人税等が14億72百万円減少したこと、買掛金の支払いにより4億32百万円減少したことによるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末より9億円増加し345億39百万円となりました。これは四半期純利益9億17百万円を計上した一方、剰余金の期末配当によりその他資本剰余金が1億95百万円減少したことによるものです。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度に比べて16億45百万円増加し、187億2百万円となりました。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第1四半期連結会計期間における営業活動による資金は24億35百万円の増加（前第1四半期連結会計期間は86億92百万円の増加）となりました。これは主に、資金の増加要因として、税金等調整前四半期純利益の計上が12億42百万円、受託開発・ロイヤリティ収入に係る売上債権の減少が31億34百万円あった一方で、資金の減少要因として法人税等支払額が16億94百万円であったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動による資金は5億71百万円の減少(前第1四半期連結会計期間は32億33百万円の減少)となりました。これは主に、本社の幕張研究開発センターにおける建物及び構築物や工具、器具及び備品等の有形固定資産の取得による支出が7億87百万円あったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動による資金は1億81百万円の減少(前第1四半期連結会計期間は25億49百万円の増加)となりました。これは主に、剰余金の期末配当の支払いが1億20百万円あったことによるものです。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

会社の支配に関する基本方針は以下に定める通りであります。

なお、買収防衛策については、当社は、平成22年3月15日に開催された取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針(以下、「本方針」といいます。)の継続導入を決定致しました。本方針は、平成22年4月27日に開催の当社第26回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいております。本方針の詳細につきましては、インターネットの当社ホームページ([http://jp.access-company.com/investors/library/ir\\_news/n100315\\_02.pdf](http://jp.access-company.com/investors/library/ir_news/n100315_02.pdf))に掲載しております。

##### 1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、自ら生み出した技術で社会(産業・文化)を変革させ、社会に貢献し責任を果たすことを経営理念として、コンピュータの分野をはじめ、先進技術を企画・研究・開発し、その成果を製品・技術・サービスとして世に送り出すことで、一般消費者をはじめとするユーザの生活の向上に貢献し、社会的責任を果たすべく日々事業活動を行っております。

これまでのこうした活動により、当社は、日本国内はもとより海外においても多くの支持を受けることができ、主要な通信事業者やメーカといった顧客に恵まれております。このような活動を継続し、さらに幅広い顧客に当社の製品・技術・サービスを提供していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

そこで、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為により、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることがないよう、当社株式の大規模買付行為に関するルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

##### 2) 基本方針の実現に資する具体的な取組み

###### ① 中期経営計画による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因によって支えられています。中でも、当社は、顧客との継続的な取引関係が、当社の企業価値を維持し、向上させる上で特に重要と考えております。そして、このような取引関係を維持するためには、継続的な研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続けることが重要であり、また、顧客との関係において、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されております。このような考えに基づき、これまで当社では、将来的な製品・技術市場動向を的確に把握するよう努めつつ、中期経営計画を策定してその実現に邁進するとともに、さらに技術ポートフォリオを拡充すべく友好的に企業買収も行っておりまゐりました。当社は、これらの企業価値・株主共同の利益を支える要因の一つ一つを維持し、さらに強化していくように、これからも努めてまいります。

## ②コーポレートガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社は、取締役及び監査役制度を中心としてコーポレートガバナンスの充実を図り、経営の効率性、健全性及び透明性を確保していく所存であります。また、企業の永続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主の皆様を含めたすべてのステークホルダーとの円滑な関係構築を目指し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

### 3) 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

#### ①当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針の基本的な考え方

上記1)の基本方針に照らして、大規模な買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されかねません。そこで、当社は、大規模な買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様に適切にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模な買付行為に対する意見を開示し、必要に応じて代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模な買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

#### ②本方針の内容

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、以下に定める「大規模買付ルール」を遵守していただくこととし、大規模買付者がこれを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることになりました。

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

大規模買付行為がなされた場合の対応については、以下に定める通りであります。

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

##### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、(1)で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

#### 4) 本方針についての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本方針が上記1)に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### (1) 本方針が基本方針に沿うものであること

当社は、本方針において以下の点を明記しており、本方針が上記1)の基本方針に沿って設計されたものであるとと考えております。

① 大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあること。

② 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあること。

##### (2) 本方針が当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本方針は、上記1)に記載の基本方針の考え方ならびに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、平成20年6月30日に経済産業省に設置された企業価値研究会により公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程第440条に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本方針が、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものと考えます。

##### (3) 本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本方針の根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられております。以上により、本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

また、本方針は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

##### (5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、20億20百万円であります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備の新設等がありました。その設備の状況は、次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (人)	
			建物及び構 築物	工具、器具 及び備品	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	ソフト ウェア		合計
幕張研究開発センター (千葉県千葉市美浜区)	ソフトウェアの 受託開発事業	事務所設 備他	2,839,529	159,361	19,815	1,563,534 (4,654.01)	55,429	4,637,669	396

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更並びに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	915,000
計	915,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年4月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	391,731	391,806	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元 株制度は採 用しており ません。
計	391,731	391,806	—	—

(注) 平成22年6月1日から、この四半期報告書提出日までの旧商法第280条ノ19、旧商法第280条ノ20、旧商法第280条ノ21、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株引受権及び新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により発行された株式数は提出日現在の発行数には含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

1) 旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権（ストック・オプション）に関する事項

① 平成12年7月7日臨時株主総会にて決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	330
新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額(円)	33,334
新株予約権の行使期間	平成14年8月1日から平成22年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,334 資本組入額 16,667
新株予約権の行使の条件	(1) 死亡以外の事由により当社の使用人でなくなったとき新株引受権を喪失する。 (2) 新株引受権付与契約書で権利行使数の制限を設ける。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡またはこれに担保設定することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 平成16年3月23日開催の取締役会決議により、平成16年7月20日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 平成18年2月7日開催の取締役会決議により、平成18年3月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



② 平成13年4月26日定時株主総会にて決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数(個)	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,478
新株予約権の行使時の1株当たりの払込金額(円)	233,450
新株予約権の行使期間	平成15年4月27日から平成23年4月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 233,450 資本組入額 116,725
新株予約権の行使の条件	(1) 死亡以外の事由により当社の使用人でなくなったとき新株引受権を喪失する。 (2) 新株引受権付与契約書で権利行使数の制限を設ける。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株引受権の譲渡またはこれに担保設定することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 平成16年3月23日開催の取締役会決議により、平成16年7月20日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 平成18年2月7日開催の取締役会決議により、平成18年3月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2) 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権に関する事項

①平成14年4月25日定時株主総会にて決議

(a) 平成14年11月25日取締役会決議に基づく発行分

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数(個)	53
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	795
新株予約権の行使時の1個当たりの払込金額(円)	1,252,830
新株予約権の行使期間	平成16年4月26日から平成24年4月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 83,522 資本組入額 41,761
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1) 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 (2) 新株予約権の全部または一部の譲渡、質入れその他の処分はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 平成16年3月23日開催の取締役会決議により、平成16年7月20日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 平成18年2月7日開催の取締役会決議により、平成18年3月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## (b) 平成15年4月11日取締役会決議に基づく発行分

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数(個)	1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15
新株予約権の行使時の1個当たりの払込金額(円)	2,000,010
新株予約権の行使期間	平成16年4月26日から平成24年4月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 133,334 資本組入額 66,667
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1) 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 (2) 新株予約権の全部または一部の譲渡、質入れその他の処分はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 平成16年3月23日開催の取締役会決議により、平成16年7月20日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 平成18年2月7日開催の取締役会決議により、平成18年3月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②平成15年4月25日定時株主総会にて決議  
平成16年4月13日取締役会決議に基づく発行分

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数(個)	46
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	690
新株予約権の行使時の1個当たりの払込金額(円)	11,290,005
新株予約権の行使期間	平成17年4月26日から平成25年4月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 752,667 資本組入額 376,334
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1) 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 (2) 新株予約権の全部または一部の譲渡、質入れその他の処分はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 平成16年3月23日開催の取締役会決議により、平成16年7月20日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
3. 平成18年2月7日開催の取締役会決議により、平成18年3月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

③平成17年4月26日定時株主総会にて決議  
平成18年4月10日取締役会決議に基づく発行分

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数(個)	909
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,727
新株予約権の行使時の1個当たりの払込金額(円)	3,180,000
新株予約権の行使期間	平成19年4月27日から平成27年4月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,060,000 資本組入額 530,000
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1) 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 (2) 新株予約権の全部または一部の譲渡、質入れその他の処分はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。
2. 平成18年2月7日開催の取締役会決議により、平成18年3月1日付で1株を3株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

④平成18年4月26日定時株主総会にて決議  
平成18年4月26日取締役会決議に基づく発行分

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数(個)	1,920
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,920
新株予約権の行使時の1個当たりの払込金額(円)	1,030,000
新株予約権の行使期間	平成20年4月27日から平成28年4月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,030,000 資本組入額 515,000
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1) 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 (2) 新株予約権の全部または一部の譲渡、質入れその他の処分はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

3) 会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権に関する事項

①平成18年4月26日定時株主総会にて決議

平成19年2月26日取締役会決議に基づく発行分

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数(個)	757
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	757
新株予約権の行使時の払込金額(円)	611,377
新株予約権の行使期間	平成20年4月27日から平成28年4月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 611,377 資本組入額 305,689
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1) 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 (2) 新株予約権の全部または一部の譲渡、質入れその他の処分はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

②平成20年4月22日定時株主総会にて決議  
平成21年3月25日取締役会決議に基づく発行分

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数(個)	2,863
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,863
新株予約権の行使時の払込金額(円)	225,205
新株予約権の行使期間	平成23年3月25日から平成31年3月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 225,205 資本組入額 112,603
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	(1) 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 (2) 新株予約権の全部または一部の譲渡、質入れその他の処分はできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。



(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成22年2月1日 ～平成22年4月30日 (注)	—	391,731	—	31,385,747	19,586	25,345

(注) その他資本剰余金を原資とする剰余金の配当に伴う積立による増加です。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年1月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年4月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 11	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 391,720	391,720	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	391,731	—	—
総株主の議決権	—	391,720	—

② 【自己株式等】

平成22年4月30日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
株式会社ACCESS	東京都千代田区猿樂町 二丁目8番16号	11	—	11	0.00
計	—	11	—	11	0.00

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 2月	3月	4月
最高（円）	140,400	151,900	173,500
最低（円）	101,200	124,300	140,300

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

## 3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成21年2月1日から平成21年4月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

また、当第1四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年3月24日内閣府令第5号）附則第7条第1項第1号ただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成21年2月1日から平成21年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年4月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年1月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	18,493,474	16,331,474
受取手形及び売掛金	5,579,664	8,699,884
有価証券	4,041,178	3,520,567
仕掛品	*1 1,488,965	1,428,106
繰延税金資産	922,989	1,086,654
その他	1,214,934	1,297,072
貸倒引当金	△289,195	△308,693
流動資産合計	31,452,011	32,055,067
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,256,199	1,375,179
減価償却累計額	△898,898	△815,695
建物及び構築物（純額）	*2 3,357,301	559,484
土地	*2 1,634,923	*2 1,634,923
建設仮勘定	—	*2 2,365,119
その他	2,435,922	2,178,147
減価償却累計額	△1,859,401	△1,807,275
その他（純額）	576,521	370,871
有形固定資産合計	5,568,745	4,930,398
無形固定資産		
のれん	54,796	249,358
その他	688,162	755,858
無形固定資産合計	742,959	1,005,216
投資その他の資産		
投資有価証券	1,636,343	2,423,602
繰延税金資産	283,564	231,838
その他	2,373,137	2,384,746
貸倒引当金	△394,428	△390,113
投資その他の資産合計	3,898,616	4,650,074
固定資産合計	10,210,322	10,585,689
資産合計	41,662,333	42,640,756

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年4月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年1月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	418,947	851,868
短期借入金	*2 252,000	*2 252,000
未払法人税等	140,035	1,612,134
賞与引当金	474,728	438,828
返品調整引当金	3,323	10,420
受注損失引当金	*1 189,130	10,708
その他	3,407,911	3,543,622
流動負債合計	4,886,076	6,719,583
固定負債		
退職給付引当金	238,272	214,666
長期借入金	*2 1,975,000	*2 2,038,000
その他	23,758	29,505
固定負債合計	2,237,030	2,282,172
負債合計	7,123,107	9,001,755
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	31,385,747	31,385,747
新株式申込証拠金	*3 2,500	—
資本剰余金	8,425,341	11,229,734
利益剰余金	△2,699,149	△6,225,238
自己株式	△8,724	△8,724
株主資本合計	37,105,714	36,381,518
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,321	△84,266
為替換算調整勘定	△3,132,388	△3,176,837
評価・換算差額等合計	△3,134,710	△3,261,104
新株予約権	568,221	518,586
純資産合計	34,539,225	33,639,001
負債純資産合計	41,662,333	42,640,756

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年2月1日 至平成21年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)
売上高	2,845,066	7,295,721
売上原価	1,331,967	*1 1,896,213
売上総利益	1,513,099	5,399,508
返品調整引当金繰入額	22,255	3,323
返品調整引当金戻入額	24,243	10,420
差引売上総利益	1,515,087	5,406,605
販売費及び一般管理費	*2 3,488,338	*2 4,597,478
営業利益又は営業損失(△)	△1,973,251	809,127
営業外収益		
受取利息	52,252	27,063
為替差益	198,996	29,921
その他	7,220	23,346
営業外収益合計	258,470	80,332
営業外費用		
支払利息	8,223	10,714
その他	12,758	10,532
営業外費用合計	20,981	21,247
経常利益又は経常損失(△)	△1,735,762	868,212
特別利益		
貸倒引当金戻入額	—	13,227
固定資産売却益	12	100
投資有価証券売却益	—	391,944
特別利益合計	12	405,273
特別損失		
固定資産除却損	—	701
特別退職金	61,332	24,686
その他	8,230	5,826
特別損失合計	69,562	31,215
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,805,312	1,242,270
法人税、住民税及び事業税	5,390	224,298
法人税等還付税額	△37,184	△49,571
法人税等調整額	△657,432	149,987
法人税等合計	△689,227	324,714
少数株主損失(△)	△65,432	—
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△1,050,652	917,556

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,805,312	1,242,270
減価償却費	250,396	249,601
長期前払費用償却額	1,438	1,652
のれん償却額	260,620	194,561
持分法による投資損益(△は益)	△4,835	△7,957
固定資産除却損	—	701
有価証券及び投資有価証券売却損益(△は益)	—	△391,944
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△1,233	△10,897
賞与引当金の増減額(△は減少)	△175,205	35,900
退職給付引当金の増減額(△は減少)	17,117	23,606
返品調整引当金の増減額(△は減少)	△1,988	△7,097
受注損失引当金の増減額(△は減少)	△337,213	178,421
受取利息及び受取配当金	△52,621	△27,063
支払利息	8,223	10,714
為替差損益(△は益)	△173,500	40,889
売上債権の増減額(△は増加)	15,370,795	3,134,943
たな卸資産の増減額(△は増加)	△649,515	△60,859
前払費用の増減額(△は増加)	5,488	82,247
仕入債務の増減額(△は減少)	△1,993,655	△437,058
未払金の増減額(△は減少)	296,254	175,443
未払費用の増減額(△は減少)	△350,993	△477,091
前受金の増減額(△は減少)	103,075	△5,419
未払又は未収消費税等の増減額	△399,879	103,640
特別退職金	61,332	24,686
その他	△133,930	79,936
小計	10,294,857	4,153,827
利息及び配当金の受取額	61,292	16,449
利息の支払額	△11,621	△10,946
法人税等の支払額	△1,619,425	△1,694,766
特別退職金の支払額	△32,522	△29,296
営業活動によるキャッシュ・フロー	8,692,580	2,435,267

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	—	△83,277
定期預金の払戻による収入	122,465	—
有形固定資産の取得による支出	△3,156,821	△787,880
無形固定資産の取得による支出	△36,122	△27,984
有価証券の取得による支出	△403,893	△649,518
有価証券の売却による収入	865,999	345,053
投資有価証券の取得による支出	△639,475	△931,557
投資有価証券の売却による収入	—	1,547,147
長期前払費用の取得による支出	△649	—
敷金及び保証金の差入による支出	△1,335	△1,748
敷金及び保証金の回収による収入	8,136	2,796
その他	8,439	15,308
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,233,258	△571,660
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	1,252	2,500
長期借入れによる収入	2,580,000	—
長期借入金の返済による支出	△31,996	△63,000
配当金の支払額	—	△120,687
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,549,256	△181,187
現金及び現金同等物に係る換算差額	587,472	△37,349
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	8,596,051	1,645,069
現金及び現金同等物の期首残高	10,332,922	17,057,699
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 18,928,974	* 18,702,768



【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>1. 受注制作のソフトウェア等に係る収益の計上基準の変更</p> <p>受注制作のソフトウェア等に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準を採用しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、受注制作のソフトウェア等のうち、当第1四半期連結会計期間に着手した契約から、当第1四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準（原則として、工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の場合については工事完成基準を採用しております。</p> <p>当該変更による売上高及び損益ならびにセグメント情報への影響はありません。</p> <p>2. 企業結合に関する会計基準等の適用</p> <p>当第1四半期連結会計期間より「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。</p>

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年4月30日)	前連結会計年度末 (平成22年1月31日)
*1 損失が見込まれる受注制作のソフトウェア開発契約に係るたな卸資産は、これに対応する受注損失引当金1,586,506千円(うち、仕掛品に係る受注損失引当金1,586,506千円)を相殺表示しております。	1
*2 担保に供している資産	*2 担保に供している資産
土地 1,563,534千円	土地 1,563,534千円
建物及び構築物 2,827,142千円	建設仮勘定 2,365,119千円
計 4,390,676千円	計 3,928,653千円
上記物件について、短期借入金(1年内返済予定の長期借入金)252,000千円、長期借入金1,975,000千円の担保に供しております。	上記物件について、1年内返済予定の長期借入金252,000千円、長期借入金2,038,000千円の担保に供しております。
*3 新株式申込証拠金	3
株式の発行数 75株	
資本金増加の日 平成22年5月6日	
資本準備金に繰り入れられることが予定されている金額 1,250千円	

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年2月1日 至平成21年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)
1	*1 売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額は、531,052千円であります。
*2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。	*2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。
給与手当 636,233千円	研究開発費 2,020,254千円
研究開発費 1,184,364千円	貸倒引当金繰入額 4,050千円
貸倒引当金繰入額 6,835千円	賞与引当金繰入額 25,810千円
賞与引当金繰入額 26,437千円	
のれん償却額 260,620千円	
減価償却費 91,576千円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年2月1日 至平成21年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)
* 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年4月30日現在)	* 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年4月30日現在)
現金及び預金 18,393,202千円	現金及び預金 18,493,474千円
有価証券 536,498千円 (マネー・マーケット・ファンド)	有価証券 293,053千円 (マネー・マーケット・ファンド)
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 △726千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等 △83,758千円
現金及び現金同等物 18,928,974千円	現金及び現金同等物 18,702,768千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年4月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年2月1日至平成22年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 391,731株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 11株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社568,221千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年4月27日 定時株主総会	普通株式	195,860	500	平成22年1月31日	平成22年4月28日	その他資本剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日)

	ソフトウェアの 受託開発事業 (千円)	コンテンツ系 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,546,510	298,555	2,845,066	—	2,845,066
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	6,450	1,941	8,391	(8,391)	—
計	2,552,960	300,497	2,853,457	(8,391)	2,845,066
営業利益 (△損失)	△1,861,839	△111,411	△1,973,251	—	△1,973,251

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
ソフトウェアの受託開発事業	non-PC端末にインターネット閲覧機能、メール機能等を備えさせるためのソフトウェアの開発、コンサルティング等
コンテンツ系事業	月刊誌「東京カレンダー」の編集、発行及び携帯向けコンテンツ制作等

当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日)

	ソフトウェアの 受託開発事業 (千円)	コンテンツ系 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	7,025,069	270,651	7,295,721	—	7,295,721
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	7,025,069	270,651	7,295,721	—	7,295,721
営業利益 (△損失)	1,173,671	△364,543	809,127	—	809,127

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
ソフトウェアの受託開発事業	non-PC端末にインターネット閲覧機能、メール機能等を備えさせるためのソフトウェアの開発、コンサルティング等
コンテンツ系事業	月刊誌「東京カレンダー」の編集、発行及び携帯向けコンテンツ制作等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日）

	日本 (千円)	米国 (千円)	欧州 (千円)	アジア (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	2,565,466	109,200	65,416	104,983	2,845,066	—	2,845,066
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	31,432	974,498	212,336	408,062	1,626,329	(1,626,329)	—
計	2,596,899	1,083,698	277,752	513,045	4,471,396	(1,626,329)	2,845,066
営業利益（△損失）	△1,524,213	△270,464	△285,642	△132,815	△2,213,135	239,883	△1,973,251

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

米国  
欧州  
アジア

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日）

	日本 (千円)	米国 (千円)	欧州 (千円)	アジア (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	6,194,486	177,739	759,327	164,168	7,295,721	—	7,295,721
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	65,566	1,225,255	237,579	546,854	2,075,255	△2,075,255	—
計	6,260,052	1,402,994	996,906	711,023	9,370,977	△2,075,255	7,295,721
営業利益（△損失）	344,209	125,085	△5,964	85,113	548,443	260,683	809,127

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。

米国  
欧州  
アジア

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年2月1日 至 平成21年4月30日）

	アジア	米国	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	477,345	139,785	69,530	686,661
II 連結売上高（千円）	—	—	—	2,845,066
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	16.8	4.9	2.4	24.1

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。  
 2. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。  
 なお、その他の地域に属する国又は地域は北米（米国を除く）、欧州であります。

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年2月1日 至 平成22年4月30日）

	アジア	欧州	その他の地域	計
I 海外売上高（千円）	1,055,774	743,862	173,179	1,972,816
II 連結売上高（千円）	—	—	—	7,295,721
III 海外売上高の連結売上高に占める割合（%）	14.5	10.2	2.4	27.0

- (注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。  
 2. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。  
 3. 国又は地域区分の表示の変更  
 従来、欧州地域は「その他の地域」に含めて表示しておりましたが、当該地域区分の売上高割合が増加したため、当第1四半期連結累計期間より「欧州」として区分表示することに変更いたしました。なお、前第1四半期連結累計期間の「その他の地域」に含まれていた欧州地域の売上高は66,935千円、2.4%であります。  
 また、米国は売上高の重要性が減少したため、当第1四半期連結累計期間より「その他の地域」に含めて表示しております。なお、前第1四半期連結累計期間の「その他の地域」に含めた米国の売上高は148,685千円、2.0%であります。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年4月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1) 国債・地方債等	1,963,423	1,973,190	9,767
(2) 社債	3,011,518	3,040,910	29,391
合計	4,974,941	5,014,100	39,158

(注) 減損にあたっては、四半期末における時価が取得原価に対し、50%以上下落した場合に著しい下落があったものと判断し、回復の見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行うこととしております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年2月1日至平成22年4月30日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 24,928千円

販売費及び一般管理費 21,928千円

2. 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年2月1日至平成22年4月30日)

(共通支配下の取引等)

事業譲受

1. 結合当事企業または対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業または対象となった事業の名称及びその事業の内容

当社連結子会社である株式会社アクセス・パブリッシング

コンテンツ系事業

(2) 企業結合の法的形式

事業譲受

(3) 結合後企業の名称

株式会社ACCESS

(4) 取引の目的を含む取引の概要

①事業譲受の目的

当社グループ事業の見直しをはかるため

②事業譲受の期日

平成22年4月1日

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準委員会平成19年11月15日改正 企業会計基準適用指針第10号)に基づき、共通支配下の取引に該当するため、内部取引としてすべて消去しています。従って、当該会計処理が連結財務諸表に与える影響はありません。



(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年4月30日)	前連結会計年度末 (平成22年1月31日)
1株当たり純資産額 86,722.67円	1株当たり純資産額 84,551.25円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年4月30日)	前連結会計年度末 (平成22年1月31日)
純資産の部の合計額(千円)	34,539,225	33,639,001
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	568,221	518,586
(うち新株予約権)	(568,221)	(518,586)
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額(千円)	33,971,004	33,120,415
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数(株)	391,720	391,720

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年2月1日 至平成21年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)
1株当たり四半期純損失金額 2,682.37円 なお、潜在株式調整後1株あたり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 2,342.38円 潜在株式調整後1株あたり四半期純利益金額 2,338.98円

(注) 1. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年2月1日 至平成21年4月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年2月1日 至平成22年4月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△1,050,652	917,556
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△1,050,652	917,556
期中平均株式数(株)	391,687.47	391,720.00
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	569.22
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	重要な変動はありません。	重要な変動はありません。

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年6月12日

株式会社ACCESS

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 浜田 康 印  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 井指 亮一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ACCESSの平成21年2月1日から平成22年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年2月1日から平成21年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的な手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ACCESS及び連結子会社の平成21年4月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年6月9日

株式会社ACCESS

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 浜田 康 印  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 井指 亮一 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ACCESSの平成22年2月1日から平成23年1月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年2月1日から平成22年4月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ACCESS及び連結子会社の平成22年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。